

議案第 3 号

町税等の減免申請の期限の見直しに伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

別紙のとおり、町税等の減免申請の期限の見直しに伴う関係条例の整備
に関する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67
号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和4年琴浦町条例第 号

町税等の減免申請の期限の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(琴浦町税条例の一部改正)

第1条 琴浦町税条例(平成16年琴浦町条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(町民税の減免)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>(種別割の減免)</p>	<p>(町民税の減免)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>(種別割の減免)</p>

第89条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 略

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において

第89条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 略

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項にお

<p>「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>いて「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>
---	---

(琴浦町国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 琴浦町国民健康保険税条例(平成17年琴浦町条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第26条 略</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第26条 略</p>

<p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>
---	--

(琴浦町介護保険条例の一部改正)

第3条 琴浦町介護保険条例(平成18年琴浦町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については<u>納期限</u>までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の<u>支払日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については<u>納期限前7日</u>までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の<u>支払に係る月の前月の15日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。